

三木市創業支援事業計画（特定創業支援事業）の概要

1 三木市創業支援事業計画（経済産業省・総務省認定）

平成26年1月に施行された「産業競争力強化法」に基づき、地域の創業を促進するため、三木市が創業支援事業者（地域経済団体、地域金融機関等）と連携し、ワンストップ相談窓口の設置や創業セミナー等の創業支援を実施する「創業支援事業計画」が、平成26年3月20日に国の第1回認定を受けました。この特定創業支援事業を受けた創業者には、国の優遇措置が講じられます。

2 市及び創業支援事業者（連携機関）

三木市、三木市中小企業サポートセンター、三木商工会議所、吉川町商工会、兵庫県信用組合三木支店

3 支援対象者 創業者（創業希望者、創業後5年未満の者）

4 特定創業支援事業の内容

市と創業支援事業者が連携して創業者に対して行う経営、財務、人材育成、販路開拓の4つの知識が身につく継続的な個別相談、セミナー

三木市中小企業サポートセンター：創業相談、ビジネスプラン塾

三木商工会議所・吉川町商工会・兵庫県信用組合三木支店：創業セミナー

5 国の認定を受けるメリット（国の優遇措置）

特定創業支援事業である個別相談やセミナーを受け、三木市の証明書が発行された方は、国の優遇措置を受けることができます。

①三木市内で株式会社を設立する場合の登録免許税が軽減（減免）

資本金の0.7%→0.35%、最低税額は15万円のところ7.5万円（半額）

②創業関連保証（融資）の拡充 1,000万円→1,500万円

6 証明書発行窓口 三木市産業環境部商工課商工振興グループ

7 その他の連携機関

日本政策金融公庫明石支店、（公財）ひょうご産業活性化センター

8 お問い合わせ

三木市産業環境部商工課商工振興グループ

〒673-0492 三木市上の丸町10番30号

TEL 0794-82-2000 内2234 FAX 0794-82-9728

三木市中小企業サポートセンター

〒673-0433 三木市福井1933番地の12 サンライフ三木2階

TEL 0794-70-8008 FAX 0794-70-8009

特定創業支援事業により支援を受けたことの証明に関する注意事項

平成26年5月12日

三木市

特定創業支援事業による支援を受けたことの証明により、支援制度を活用される場合の注意事項について、次のとおりご案内します。

1. 株式会社設立時の登録免許税の減免について

(1) 創業前の者が株式会社を設立する場合には、登録免許税の減免*を受けることが可能です。登録免許税の減免を受けるためには、設立登記を行う際に、証明書の原本を法務局に提出する必要があります。

※ 資本金の0.7%の登録免許税が0.35%に減免(最低税額15万円の場合は7.5万円の減免)となります。

(2) 特定創業支援事業により支援を受けた者のうち、創業前の者であることが支援対象の要件となりますので、以下の①又は②に該当する者は登録免許税の減免を受けることができません。

① 創業を行った個人(創業後5年未満の者であっても対象となりません。)

※ 法人の経営者を含む。

② 個人事業主の法人成り(証明書の交付時点では創業前の者であって株式会社設立までに事業を開始した者を含む。)

(3) 本市(区町村)が交付する証明書をもって、他の市区町村で創業する場合には、登録免許税の減免を受けることができません。

2. 創業関連保証の特例について

(1) 無担保、第三者保証人なしの創業関連保証の枠が1,000万円から1,500万円に拡充し、事業開始の6か月前から支援*を受けることが可能です。保証の特例を受けるためには、手続を行う際に、信用保証協会又は金融機関に証明書(写し可)を提出し、別途、審査を受ける必要があります。

※ 信用保証の特例は創業者単位での保証枠になりますので、既に信用保証を受けている場合は、保証枠が新規に設定されるものではありません。

(2) 特定創業支援事業により支援を受けた者のうち、事業開始6か月前から創業後5年未満の者が支援対象の要件となります。

(3) 本市(区町村)が交付する証明書をもって、他の市区町村で創業する場合であっても、創業関連保証の特例を活用することができます。